

和東町観光案内所英語パンフレット製作業務 特記仕様書

1 委託業務名

和東町観光案内所パンフレット製作業務

2 業務の目的

- **外国人観光客の案内と誘致:** 和東町の魅力や観光スポットを英語で明確に伝え、外国人観光客を訪れるよう誘致することを目的とします。
- **情報の正確性と詳細さの確保:** パンフレットに掲載する情報は正確であり、観光客が必要とする詳細な情報(アクセス方法、営業時間、料金など)が含まれるようにします。
- **文化や歴史の理解促進:** 和東町のお茶文化や歴史的背景を理解しやすく伝え、観光客に深い体験を提供します。
- **観光体験の充実:** 観光客が和東町を訪れた際に、充実した観光体験ができるように案内し、訪問者が満足することを目指します。
- **地域振興と地域経済の活性化:** 外国人観光客の増加により、和東町の地域振興と地域経済の活性化を促進します。

和東町(わづかちょう)は、京都府南端の相楽郡北西部に位置し、東西約15km、南北に約10km、総面積64.93km²、その75%を山林が占める山間部の町である。町の中央を和東川が東西に流れ、川に沿って集落が展開し、なだらかな山並みの傾斜地を利用した茶畑が和東町の特徴を形成している。

平成20年に「宇治茶の郷 和東の茶畑」が京都府景観資産第1号に登録、また、平成25年10月には、「茶源郷としての茶畑と瓦屋根の集落景観」と「鎌倉時代から継承する茶文化」を守る町づくりが評価され「日本で最も美しい村」連合に加盟を承認された。さらに、平成27年4月には、本町を含む京都府南部地域の茶畑景観などが「日本茶 800年の歴史散歩」として文化庁の日本遺産に認定されている。先人が手鋤で山を切り開き、茶を植え、800年前から受け継がれてきた生業の景観は、数少ない日本の原風景であり、このような歴史ある景観が、町内全域に見ることができる。

4 履行期間

令和6年10月1日から令和7年3月25日まで

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。

- (4) 受託者は、業務の進捗について、委託者に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、事前に和東町観光案内所の書面による承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託事業者の責任において再委託先に委託することができるものとする。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りでない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務内容

- (1) 和東町観光案内所英語パンフレットのデザインの考案と製作

7 和東町英語観光パンフレットの条件（英訳は委託者にて対応）

- (1) 仕上がりサイズは 525×297 mm、五つ折り、上質紙 or マットコート紙、両面カラーとすること。
- (2) 表面は和東町の PR 面とし、
 - ・ レンタサイクル、グリーンスローモビリティ、ワズカー
 - ・ アクセス（車、公共交通）、トンネルルート、宇治市から和東町までの車での時間（トンネル利用時）
 - ・ 和東町の綺麗な景色、お茶の写真を利用すること。
 - ・ 和東町内の宿泊施設の位置、写真、事業所情報を掲載。（最大 6 事業所）
 - ・ ワンポイントクエッション(寒冷紗や防霜ファンについての説明)
 - ・ 地図の掲載（京都府の中の和東町の位置が確認できること。）
- (3) 裏面は和東町内地図とバス停を掲載すること。
- (4) 地図内にウォーキングコースを記載すること。（名称は仮とする）
 - ・ 石寺の茶畑コース
 - ・ 緑泉コース
 - ・ なりわいコース
- (5) 祝橋の桜並木を記載すること。
- (6) 「石寺の茶畑」、「撰原の茶畑」「釜塚の茶畑」「安積親王和東墓」、「弥勒摩崖仏」、「正法寺」、「和東天満宮」、名称と写真を掲載すること。
- (7) 町内の飲食店の事業所名と事業所情報、写真を掲載すること（最大 19 店舗）
（要予約の事業所には、予約マークを表記すること）
- (8) 公共施設を記載すること。（和東町観光案内所、和東町役場、和東中学校、郵便局、交番）

8 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護法を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本所の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、和東町観光案内所と受託者が別途協議する。

9 成果品の提出

本業務の成果として、以下（1）を電子データ一式についても標準的なデータ形式とした上で、CD-ROM等に記録して納品すること。

- （1）和束町英語観光パンフレット 5,000部